

「住宅事業者への感震ブレーカー購入費補助金」よくある質問と回答

【補助対象について】

Q 1 : 事業の対象となる住宅事業者とは、東京都内に住所がある事業者でなければならないですか？

A 1 : 本事業の対象となる住宅事業者は、東京都以外の所在地の事業者でも対象となります。
ただし、対象住宅は、東京都内にあることが要件です。

Q 2 : 都外の住宅は対象となりますか？

A 2 : 都内の新築住宅またはリフォーム工事を実施する住宅を対象とします。

Q 3 : 注文住宅は対象になりますか？

A 3 : 対象となります。

Q 4 : 木造住宅以外の住宅は対象となりますか？

A 4 : 構造種別を問わず、全ての住宅が対象となります。

Q 5 : 対象となる住宅(リフォーム)事業者、リフォーム工事に制限はありますか？

A 5 : 事業規模や工事規模に制限はございません。都内の住宅をリフォームし、分電盤へ感震ブレーカーを設置する工事を行う事業者様は全て補助対象になります。

Q 6 : アパートは対象ですか？対象の場合、複数の住戸分をまとめて申請できますか？

A 6 : マンション、アパート等の集合住宅も対象であり、まとめて申請できます。

Q 7 : 簡易タイプやコンセントタイプ、分電盤タイプ外付け型は補助対象になりますか？

A 7 : なりません。分電盤タイプの感震ブレーカー内蔵型のみが対象となります。

Q 8 : 感震装置付住宅用分電盤は補助の対象となりますか？

A 8 : 「一般社団法人日本配線システム工業会住宅盤専門員会」HPに掲載されている「感震ブレーカー等の性能評価ガイドライン対応製品一覧(表3)」に記載がある製品であれば、対象となります。

Q 9 : 感震ブレーカーを内蔵した分電盤の設置を予定しています。補助対象となるのは、感震装置の費用のみでしょうか。

A 9 : 原則は感震装置の費用のみとなります。ただし、感震装置付住宅用分電盤を設置する場合で、感震装置の費用のみを算出できない場合は、分電盤全体の費用を計上してください。

Q 10 : 令和7年度以前に仕入れ、在庫として所有している感震ブレーカーがあります。令和8年度に設置した場合、補助対象になりますか？

A 10 : 既に購入済の在庫は、令和8年度に設置を行った場合も補助対象になりません。

Q 11 : 感震ブレーカーは中古でも補助金の申請はできますか？

A 11 : 中古の製品は補助対象外です。

【交付申請について】

Q 12 : 補助金交付申請はいつまでにすればよいですか？

A 12 : 住宅事業者が感震ブレーカーを購入・設置する前に申請してください。

Q 13 : 申請書類の提出方法を教えてください。

A 13 : 申請書類は、電子データ化したものをまずはメールにて事務局宛に送付してください。審査完了後、紙媒体提出の依頼を致しますので、事務局宛に原本を郵送してください。（※申請書の記入不備等があった場合の再郵送の手間を軽減するため、事前に電子データにて内容確認及び審査を行っております。）
なお、Jグランツによる申請をする場合は、同じ申請様式を使用していただきますが、押印は不要です。
以降、変更交付申請時、実績報告、補助金請求の際も同様です。

Q 14 : 事前相談は必須ですか

A 14 : 必須ではありません。直接交付申請を行っていただくことができます。

Q 15 : 個人(施主)が直接申請できますか。

A 15 : 申請できません。住宅の建設またはリフォーム工事を依頼している住宅事業者を申請主としてください。

Q 16 : 交付申請から交付決定まではどのくらい時間がかかりますか？

A 16 : おおむね4週間程度を目安にしてください。感震ブレーカーの購入スケジュール上、早期の交付決定が必要な場合は個別にご相談ください。

Q 17 : 令和8年度は、当社として100戸に設置予定です。交付申請時に添付する見積書は、100戸分の総額が記載された見積もりが必要ですか。

A 17 : 感震ブレーカー1個あたりの単価が記載されていれば構いません。

Q 18 : 見積書の発行日に制限はありますか。

A 18 : 見積書に記載の有効期限が切れている場合は、受付することができません。有効期限の記載がない場合、過去に発行した見積書でも構いませんが、単価が異なる場合は、変更交付申請が必要となります。

Q 19 : 年度をまたぐ場合、申請はどのように行えばよいでしょうか。

A 19 : しゅん工予定時期に応じて、当該年度ごとに申請を分けてください。

【実績報告について】

Q 20 : 令和8年度に、100個感震ブレーカーを仕入れ、全て設置する予定でしたが、令和8年度末時点での設置実績が70個でした。残り30個は、令和9年度以降に補助対象となりますか。

A 20 : 令和8年度の設置実績の見込みが立った段階で、事務局宛にご相談ください。

Q 21 : 実績報告時の現場写真(設置機器)はどのように撮影すればよいでしょうか。

A 21 : 「感震ブレーカー」のラベルが確認できる等、分電盤内部に感震ブレーカーが設置されていることが分かるように撮影してください。

Q 22 : マンション全体で設置工事を行い、50戸に設置をしました。実績報告時の現場写真(設置機器)は50戸分必要でしょうか。

A 22 : 集合住宅で、同一の分電盤に同一の感震ブレーカーを設置した場合、現場写真(設置機器)は、代表する1戸分の写真で構いません。ただし、工事請負契約書や施主への請求書等で、設置戸数実績がわかるようにしてください。

Q 23 : 領収書がない場合、他の書類で代替できますか。

A 23 : 「領収内容報告書」として、申請事業者宛に発行者名、取引内容(品目、単価、個数)、合計金額、領収日が見分かる書類を作成いただき、提出してください。

Q 24 : 住宅の所有者(施主)が区市町村で行っている感震ブレーカーの設置補助金を申請しているそうです。二重に受け取りできますか。

A 24 : 感震ブレーカーの購入費について、本補助金以外に都、国又は区市町村から交付される補助金等を重複して受給することはできません。ただし「東京ゼロエミ住宅助成金」等、他の経費に関する補助金については、受給可能です。

Q 25 : 注文住宅及びリフォーム工事の場合、補助金は住宅事業者に支払われますが、その金額を住民に還元する必要はありますか。

A 25 : 当該補助金相当額が、住宅の所有者(住民)への工事費等請求額に適正に反映するよう措置してください。

Q 26 : リフォームを実施しました。住宅の所有者(住民)への請求書に、都から受給した補助金額を記載する必要はありますか。

A 26 : 金額は記載する必要はありません。ただし、都から補助金を受け取っている旨は記載してください。

Q 27 : しゅん工し「検査済証」が発行されましたが、住宅の引き渡しに時間を要するため、必要書類をしゅん工後30日以内に揃えることができません。いつまでに実績報告をすればよいでしょうか。

A 27 : 30日を経過することが判明した時点で、まずは事務局宛にご相談ください。ただし、提出期限の最終は、事業が完了した年度の3月末となります。

【その他】

Q 28 : 同じ事業者が複数回申請できますか？

A 28 : 複数回申請可能です。

Q 29 : 申請件数の上限はありますか？

A 29 : 1事業者あたりの申請件数に上限はありません。

Q 30 : どのような内容を変更した場合、内容変更申請を行う必要がありますか？

A 30 : 補助対象機器の品番が変更になる場合や、設置予定戸数が増加し、実績が交付決定額を超過する見込みの場合は、内容変更申請をお願いします。実績が交付決定額を下回る場合は、内容変更申請は不要です。

Q 31 : 申請時の審査状況について教えていただくことはできますか？

A 31 : 審査状況については文書にて申請者に通知します。窓口でお伝えすることはできません。

Q 32 : 補助金振込先として、注意点はありますか？

A 32 : 口座名義は、申請者(申請書の申請者欄)と同一にしてください。
なお、定期預金口座には振込ができません。

Q 33 : 年間まとめて申請した場合、住宅がしゅん工する毎に補助金を請求できますか。

A 33 : できません。補助金の支払いは、交付申請単位で行います。分割して補助金を受領されたい場合は、分割して交付申請を行ってください。
